

北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター利用料助成について (新型コロナウイルス感染症対策)

1 ファミリーサポートセンターの事業概要

ファミリーサポートセンターは、子育てを手伝ってほしい方と子育てのお手伝いをできる方がそれぞれ会員となって、地域で助け合う組織です。

2 助成対象者

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染症対策に伴う町立保育所・私立認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・認可外保育施設・小学校・幼稚園・放課後児童クラブの臨時休業等により、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合に利用料を助成します。ただし、北谷町・嘉手納町・北中城村に住民登録を有する子どもに限ります。

3 助成の範囲及び対象額

- (1) 助成の対象となる利用料は1人あたり日額4,800円、1時間当たり600円が上限です。兄弟児を同時に預かる場合は半額となるため、助成の対象となる利用料は1人あたり日額2,400円、1時間当たり300円が上限です。
- (2) 北谷町・嘉手納町・北中城村に住民登録を有する子どもに限ります。利用している施設については町内外問いません。
- (3) 交通費、食費、キャンセル料等実費に係る費用は助成の対象外です。よって、預ける側は助成対象外の料金のみを預りを行った会員に支払います。なお、預りを行った会員は、ファミリー・サポート・センターへ助成対象額を請求します。
- (4) 助成の対象となる利用時間は月曜日～土曜日の午前7時～午後7時までのうち8時間を上限とします。
- (5) 陽性者及び濃厚接触者である場合や疑われる場合は、預りはできません。
- (6) 既に利用済の場合も、ファミリー・サポート・センターと調整の上、助成の対象とします。期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日の利用分までとします。

4 申請の流れ

- (1) ファミリーサポートセンターへ預りを申し込みの際に、口頭で助成を利用したい旨を伝えます。
- (2) 利用後の『援助活動の報告書』の「利用会員の氏名」を記載する欄の上に「コロナ助成対象」と利用会員が記入します。預ける側は助成対象外の料金のみを預りを行った会員に支払います。
- (3) 預りを行った会員は『援助活動の報告書』をファミリーサポートセンターへ提出し、助成対象額を請求します。

5 対象及び申請期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

6 問い合わせ先

北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター

〒904-0116 北谷町北谷1-12-11 電話番号 098-989-9763